

一般財団法人切手の博物館

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人切手の博物館（以下「当財団」という）の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、個人情報の適正な取り扱いに関して当財団の役職員等が遵守すべき事項に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合で、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(4) 本人

当該個人情報によって識別される又は識別され得る生存する特定の個人

(5) 役職員等

当財団の評議員、理事、監事及び職員

(6) 個人情報管理責任者

理事長によって指名された者であって、個人情報保護の運用に関する責任と権限を有する者

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 委員会委員等が当財団の業務に従事する場合には、この規程を遵守しなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、改ざんされたりすることがないように管理する。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

(個人情報の提供)

第6条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三

者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に関し、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できる。

(1) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(2) この法人との間に、個人情報の保護に関する定めを締結する者であること

(安全管理)

第7条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めなければならない。

(役職員等の監督)

第8条 個人情報管理責任者は、個人情報を扱う役職員等に対し、適切な指導・監督を行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第9条 保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報等の消去・破棄に当たり、消去・廃棄の日付、方法を記録し、保存する。

(通報及び調査義務等)

第10条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

(報告及び対策)

第11条 個人情報管理責任者は、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、速やかに理事会に報告し、理事会と相談の上、当該漏洩に対する具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第12条 当財団がすでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第13条 当財団の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

(改正)

第14条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。(2013年3月9日、第56回理事会議決)